

京都府建設業緊急事業継続支援事業 実施要領

京都府建設交通部指導検査課

京都府建設業緊急事業継続支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、接触機会の低減や少人数で作業を行う環境の整備のため、建設業又は測量設計業を営む者が行う生産性の向上を目的とした測量機器等の導入に要する費用に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、測量機器等とは、次の各号に掲げる機器等をいい、当該各号に掲げる機器等の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 測量機器 現場の計測作業の少人数化に効果がある機器をいう。

(2) 建設作業支援ロボット 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 人力作業において身体に装着し作業動作を補助するスーツ等相当の機器とし、建設施工現場の生産性向上の実現、苦渋作業の負担軽減に効果がある機器

イ 現場作業の省力化に効果がある建設ロボット

(3) ICT 機器等 建設施工現場における非接触・リモート化・少人数化に効果がある機器、アプリケーションソフトをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に主たる営業所を置く令和4年度京都府建設工事競争入札参加資格業者又は京都府測量等業務指名競争入札参加資格業者とする。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までとする。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前着手)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の4月1日から交付決定前までに当該事業を実施しようとする（している）場合（当該事業に係る契約を締結しようとする（している）場合を含む。）において、別記第1号様式（別記第1-1号様式）に定める事前着手届（事前着手理由書）を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付を申請しようとする者は、令和4年12月28日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による補助対象事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の経理については、他の経理と明確に区別して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(補助金の交付の取消及び返還)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書等に虚偽の記載をしたとき

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日より施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
直接的な感染症対策を目的とする事業	生産性向上に資する測量機器等の賃借に要する経費で、接触機会の低減や少人数で作業を行う環境の整備に効果があると知事が認めたもの（消費税及び地方消費税を除く。）	2分の1以内	100万円